

見附市ふるさとセンター運営規則及び葛巻地区ふるさとセンター運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第13号

見附市ふるさとセンター運営規則及び葛巻地区ふるさとセンター運営規則の一部を改正する規則

(見附市ふるさとセンター運営規則の一部改正)

第1条 見附市ふるさとセンター運営規則(平成24年見附市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「適用の範囲」に改め、同条中「「センター」は」を「センターは、」に改める。

第3条第1号中「地域コミュニティ又は」を「地域コミュニティ若しくは」に改め、「町内会等」の次に「又はそれら」を加え、「従事又は」を「従事し、若しくは」に改める。

第4条の見出しを「開館時間及び休館日」に改め、同条第1項中「開設時間」を「開館時間」に、「毎月曜日から金曜日」を「月曜日から金曜日まで」に、「午後10時」を「午後4時」に改め、同条第2項第3号中「までの日」の次に「(前号に掲げる日を除く。)」を加え、同条第3項中「臨時に休館し、又は休館日若しくは開設時間を変更する」を「開館時間を変更し、休館日を新たに設定し、変更し、若しくは廃止し、又は開館時間以外の時間若しくは休館日に使用させる」に改める。

第5条第2号中「販売、陳列」を「販売し、陳列し、」に改める。

第6条第2号中「みだす」を「乱す」に改める。

第9条の見出しを「その他」に改める。

(葛巻地区ふるさとセンター運営規則の一部改正)

第2条 葛巻地区ふるさとセンター運営規則(平成24年見附市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「臨時に休館し、又は休館日、開館時間等を変更する」を「休

館日を新たに設定し、変更し、若しくは廃止し、開館時間を変更し、又は開館時間以外の時間若しくは休館日に使用させる」に改める。

第4条第2項中「関わらず」を「かかわらず」に改める。

第5条第1項中「第4条第1項第1号」を「第2条第1項第1号」に改める。

第8条第1号中「主催」を「主催し、」に改める。

第9条第1項第2号中「取消し」を「取り消し、」に改める。

第10条第4号中「販売、陳列」を「販売し、陳列し、」に改め、同条第5号中「あたり」を「当たり」に改める。

第11条中「中止」を「中止し、」に改め、同条第1号中「害し、」の次に「又は」を加える。

第13条中「終了したとき」を「終了したとき、」に、「中止、」を「中止若しくは」に改める。

本則に次の1条を加える。

(その他)

第14条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。